

## 9月8日 県内産牛肉の全頭検査の現場を視察



県内産牛肉の全頭検査の現場を視察

県内産牛肉に対する放射性物質の全頭検査を実施している、県公衆衛生検査センターを会派として視察。

全頭検査は、県内産肉用牛が放射能汚染問題に対し、安全であることを証明するために、県が8月29日からスタート。

3台ある簡易検査器で牛肉の検体を検査し、検出された放射性物質が国の基準値(1キログラム当たり500ベクレル)の半分以下の場合は流通を認める。それを超えた場合は県保健環境研究所に移し、詳しい検査を行う。

今後簡易検査器を6台に増やし、検査体制の充実を図る予定。視察を通じて検査の正当性や安全管理について、さらに広く周知していく体制の必要性を痛感しました。

## 9月28日 平成23年第4回岐阜県議会定例会で代表質問

平成23年第4回岐阜県議会定例会は9月15日に開会し、9月16日に特別委員会が開催。9月27日からの3日間一般質問が行われ、私は9月28日に岐阜県議会公明党を代表して質問を行いました。

また10月3日に常任委員会が開催され、10月6日提出議案に賛成し閉会となりました。

代表質問の概略は下記の通りです。



## ① 岐阜県の防災対策の強化・見直しについて

- 東日本大震災を受け、被災地の生の声を地震防災行動計画にどのように反映するか。
- 岐阜県は東日本大震災のような海溝型地震よりも、活断層による内陸型地震の方が甚大な被害が予想される。それぞれのタイプによる地震想定をどのように考えるか。
- 地震防災行動計画の「避難所の迅速な開設・避難生活支援体制の整備」の中に、高齢の避難者のために簡易ベッドや床から立ち上がる為の補助具等の整備を盛り込んで欲しい。また「し尿・トイレ対策の充実」の中に、仮設トイレの少なくとも1割か2割程度は、入口部分やトイレ内部に手すりがついた洋式トイレの整備を盛り込んで欲しい。これを本県の「避難所運営の手引き」に反映し、実際に避難所を開設する市町村へ指示、指導して頂きたい。

### 答弁) 県知事(要旨)

- 本県から被災地に派遣した避難所支援職員の貴重な体験、あるいは彼らが把握した被災地の声を踏まえて現在、市町村の避難所運営のガイドラインの策定を進めている。
- 9月早々に実施した防災訓練では、内陸型地震と海溝型地震の同時発生という想定で行なった。また内陸型及び海溝型それぞれの地震による被害想定調査をすることにしており、今後も両者を想定した計画的、総合的な震災対策を進めていきたい。

## 答弁) 危機管理統括監(要旨)

避難所運営ガイドラインの見直しにあたっては、本県が派遣した避難所支援職員や、被災市町村の避難所担当者から直接聞き取りを行い、課題の洗い出しを行った。被災者の声から、例えば「早期から洗濯できる環境の整備」、「お年寄りは仮設トイレの段差がつらいため、段差のない簡易トイレの配置も必要」、「お年寄りは配食の行列に並ぶことがつらいため配膳が望ましい」など、課題をきめ細かく把握している。地震防災行動計画においては、議員提示の課題も含め、被災者の声を参考に、高齢者、障がい者、妊娠されている女性などの災害時要援護者への配慮を基本的な考え方として記載したい。具体的な対策は、避難所運営ガイドラインに盛り込み、これらを市町村に提示し、連携して適切な避難所対策を推進していく。



## ② 森林・環境税について

- 第2回目のパブリックコメントの内容は?それについて、知事はどう受け止めたか
- 導入時期はいつからか
- 県民への周知はまだ不足している。今後、広報もあり方も含めどうするのか
- 森林環境税による取り組みの恩恵は、岐阜県民だけにとどまらず、県外下流域の名古屋市や愛知県の住民にも及ぶ。県外下流域の住民に、岐阜県の森林環境整備事業を理解してもらい、協力を得る取り組みは重要である。これを外部有識者や県民の代表等を構成員とする第3者機関に報告し、評価を受けるよう取り組むべきだ。

### 答弁) 県知事(要旨)

- 8月に1ヶ月間実施し、併せて外部有識者、経済団体、NPO団体、市長会、町村長会といった関係機関にも直接説明した。パブリックコメントでは6名の方からおよそ180の意見があった。内容の特色は、税の使い道についての意見が約半数を占めている。具体的には「全額間伐」「一般市民が里山の整備に参加できる仕組み」「森林環境教育のカリキュラムの充実」「野生鳥獣による農作物等の被害防止対策」などがあった。また「森林の役割をもっとPRすべき」「税の使い道は外部の委員会で効果をはかり、公表すべき」や、少数だが「国が増税が予想される中、税導入に理解が得られるのか」との懸念や、「森林環境税が、森林を守るためにお金がかかるということを認識するいい機会となる」との意見もあった。このように、税の使い道についての具体的な対応を求める意見が多くなっているので、皆様が森林環境税の必要性はご理解頂き、税の使い道の方に関心が移っているという印象を持っている。
- 引き続き、平成24年度導入を前提に検討を進めたい。12月の第5回県議会定例会において関係条例に関する議案を提出することになる。
- 県下約70万世帯に配布される「岐阜県からのお知らせ」、あるいはテレビ、ラジオ、新聞、県ホームページなど、県として利用できる広報媒体をフルに活用したい。また県の森林環境に関するイベントで積極的にPRする。さらに市町村等で行われるイベントや、各種会議においても積極的なPRをお願いするなど、可能な限り多くの機会を捉えて、周知徹底に努めたい。
- 県外の下流域の住民との協働による環境保全活動はかなり進んでいる。太平洋側では、三重県、愛知県と本県の漁業関係者が連携した「山・川・海思いやりの森」づくり。日本海側では、富山市と高山市、飛騨市の市民による「飛越源流の森」づくり。東濃では、上下流域の住民が一緒に森林の荒廃状況を把握する「森の健康診断」活動がある。また県内外のNPOが連携した森林づくりや、河川清掃などの環境保全活動に取り組む「ひだみの流域連携協議会」がある。



今後はこうした協議会とも協力し、さらに県外下流域の住民参加の機会を増やしていきたい。またこれに関するふるさと納税や岐阜県への移住推進も含め、活動状況について毎年まとめて公表し、県民のご理解を得てまいりたい。